

答弁書第一号

内閣参質九五第一号

昭和五十六年十月二日

内閣総理大臣 鈴木 善 幸

参議院議長 徳 永 正 利 殿

参議院議員小平芳平君提出病院診療報酬のうち室料、給食料、看護料に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小平芳平君提出病院診療報酬のうち室料、給食料、看護料に関する質問
に対する答弁書

一の(1)について

病院の構造設備については、都道府県等において毎年定期的に医療監視を行っているが、おむね医療法の規定に基づく基準に適合しており、不備がある場合には、その改善を指導しているところである。

一の(2)及び(3)、二並びに三の(1)について

室料、給食料、看護料等の診療報酬点数は、全体として医療機関の健全な経営が確保され、また、各診療科ごとの均衡が保たれるよう設定されており、これによつて、必要な入院サービスが確保されているものと考えている。

また、本年六月の診療報酬改定においても、このような観点に立脚した診療報酬点数の引上げが行われたところである。

三の(2)について

病院に勤務している看護婦と基準看護病院以外の病院における付添看護婦の取得する報酬を比較することは、困難であると考えている。

なお、看護料及び基準看護加算については、今後とも配慮してまいりたい。